

## 旭川市緑の審議会の会議ルールに関する取扱い（案）

## 1 会議の公開

会議については、公開とする。

## 2 会議開催の事前公表

会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

## 3 会議の傍聴等

傍聴者の定員は、会議の都度、会場等を勘案し事務局で定める。  
傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。  
また、傍聴ルールを次のとおりとする。

## 傍聴ルール

- 1 会議は、静かに傍聴する。
- 2 会議場において発言したり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しない。
- 3 ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを掲げるなど、示威的行動はしない。
- 4 会議場において、許可なく撮影、録音その他これに類する行為をしない。
- 5 その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしない。

## 4 会議資料の提供

配付または閲覧の方法により、傍聴者に対し会議資料を提供する。

## 5 会議録の作成

会議の記録については、発言者と発言の要旨を記載した要点記録とし、内容については、委員全員の確認を得ることとする。また、発言者の氏名については、審議会での自由な発言を阻害しないよう、記載しない。

## 6 会議録の公表

会議録については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

## 7 委員名簿

委員名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。